

### s 3. 交通事故による金銭的損失の算定

#### s 3.1 金銭的損失の算定方法

交通事故による金銭的損失の算定には、令和 2 年(2020 年)のデータが得られる統計情報を主に利用した(表 s 3-1)。

表 s 3-1 主な利用データ

項目		主な利用データ
人的損失	治療関係	[原単位] 「自動車保険データにみる交通事故の経済的損失の状況(2012 年4月～2013 年3月)」(一般社団法人日本損害保険協会)
	休業損失	「自動車保険データ(支払保険金関連)2012 年度」(一般社団法人日本損害保険協会) [死者数]
	慰謝料	「令和 4 年版 犯罪被害者白書」(警察庁) 「道路の交通に関する統計」2021 年(警察庁) 「人口動態調査」2021 年(厚生労働省)
	逸失利益	[負傷者数] 「数字でみる自動車 2022」(国土交通省) 「2021 年度(2020 年度統計)自動車保険の概況」(損害保険料率算出機構) 「令和 2 年版 交通事故統計年報」(公益財団法人 交通事故総合分析センター) 「自動車保険データ(支払保険金関連)2012 年度」(一般社団法人日本損害保険協会)
物的損失		[原単位] 「自動車保険データ(支払保険金関連)2012 年度」(一般社団法人日本損害保険協会) 「道路の交通に関する統計」2021 年(警察庁) [件数] 「令和 2 年版交通事故統計年報」、「平成 24 年版交通事故統計年報」(公益財団法人 交通事故総合分析センター)
事業主体損失		[原単位] 「財政金融統計月報第 835 号 法人企業統計年報特集(令和 2 年度)」(財務省) [損失日数] 「2021 年度(2020 年度統計)自動車保険の概況」(損害保険料率算出機構) 「労働能力喪失率表」(国土交通省) [死傷者数] 「令和 2 年版交通事故統計年報」(公益財団法人 交通事故総合分析センター)

項目	主な利用データ
各種公的機関等の損失	<p>[原単位] 「令和2年度 地方交付税制度解説(単位費用篇)」(一般財団法人 地方財務協会) 「人口推計 令和2年10月報」(総務省統計局) [出動件数] 「令和3年版 消防白書」(消防庁)</p>
警察の事故処理費用	<p>[原単位] 「令和2年度 地方交付税制度解説(単位費用篇)」(一般財団法人 地方財務協会) [処理時間] 平成28年度調査値を延長推計</p>
裁判費用	<p>[原単位] 「令和2年度裁判所決算」(裁判所) [裁判件数] 「司法統計年報 民事・行政事件編 令和2年度」、「司法統計年報 民事・行政事件編 令和3年度」(裁判所) 「司法統計年報 刑事事件編 令和2年度」(裁判所) 「司法統計年報 少年事件編 令和2年度」、「司法統計年報 少年事件編 令和3年度」(裁判所) 「検察統計2020年」、「検察統計2021年」(法務省)</p>
訴訟追行費用	<p>[原単位] 平成23年度調査値を援用 [裁判件数] 「司法統計年報 民事・行政事件編 令和2年度」(裁判所) 「検察統計2020年」、「検察統計2021年」(法務省)</p>
検察費用	<p>[原単位] 「令和2年度 各省各庁歳出決算報告書」(財務省) [新規受理件数] 「検察統計2020年」、「検察統計2021年」(法務省)</p>
矯正費用	<p>[原単位] 「令和2年度 各省各庁歳出決算報告書」(財務省) [矯正関連の収容人員] 「矯正統計調査2020年」(法務省) 「少年矯正統計調査2020年」(法務省)</p>
保険運営費	<p>「令和3年版インシュアランス損害保険統計号 令和2年度決算(付・過去2年主要統計)」(株式会社 保険研究所) 「2021年度(2020年度統計)自動車保険の概況」(損害保険料率算出機構) 「国土交通省所管特別会計に関する情報開示」令和2年度(国土交通省)</p>
被害者救済費用	<p>[自動車事故対策機構]決算資料(独立行政法人 自動車事故対策機構提供) [自治体交通事故相談所]内閣府資料 [一般社団法人日本損害保険協会自動車保険請求相談センター]決算報告書(一般社団法人 日本損害保険協会 自動車保険請求相談センター) [日弁連交通事故相談センター]「令和2年度決算報告書」(公益財団法人 日弁連交通事故相談センター) [交通事故紛争処理センター]「令和2年度正味財産増減計算書」(公益財団法人 交通事故紛争処理センター) [交通遺児育成基金]「令和3年度決算」(公益財団法人 交通遺児育成</p>

項目		主な利用データ
各種公的 機関等の 損失 (つづき)	被害者救済 費用 (つづき)	基金) [交通遺児育英会]「令和 2 年度キャッシュ・フロー計算書」(公益財団法人 交通遺児育英会) [自賠責保険・共済紛争処理機構]「令和 3 年度正味財産増減計算書」(一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構) [重度後遺障害者短期入院協力費]「第 144 回自賠責保険審議会 令和 4 年度自動車安全特別会計の運用益の用途について」(金融庁)
	社会福祉費 用	[原単位] 「令和 2 年度 各省各庁歳出決算報告書」(財務省) [身体障害者のうち交通事故が原因となった割合] 「令和 2 年度 福祉行政報告例」(厚生労働省) 「平成 18 年身体障害児・者実態調査結果」(厚生労働省)
	救急医療体 制費用	平成 28 年度調査値を用いて延長推計 「令和 4 年度自動車安全特別会計の運用益の用途等について」(第 144 回 自賠責保険審議会)
	渋滞損失費 用	[原単位] 「第 4 回道路事業評価手法検討委員会 参考資料 2 交通事故減少便益の原単位の算出方法(平成 20 年 11 月)」(国土交通省) 「毎月勤労統計調査 令和 3 年度分結果確報」(厚生労働省) 「2021 年消費者物価指数年報」(総務省) [事故件数] 「令和 2 年版交通事故統計年報」(公益財団法人 交通事故総合分析センター)
	事故車両の 移動費	「令和 2 年度のロードサービス救援依頼内容」(一般社団法人 日本自動車連盟)

次頁以降に、交通事故による被害・損失の金銭的損失の算定における人的損失、物的損失、事業主体の損失及び各種公的機関等の損失の各項目について具体的な算定方法を記載した。

### s 3.1.1 人的損失

#### (1) 死傷者数の算定

##### a. 死者数の算定

「令和 4 年版 犯罪被害者白書」(警察庁)、「道路の交通に関する統計」(警察庁)、「人口動態調査」(厚生労働省)から年齢別死者数(厚生統計死者数)を設定する。

##### b. 後遺障害者数、傷害者数の算定

「自動車保険の概況」(損害保険料率算出機構)、「数字でみる自動車」(国土交通省)等を用いて、自賠償保険、自賠償共済等の支払件数実績から推計を行う。

また、「交通事故統計年報」(公益財団法人交通事故総合分析センター)の年齢別負傷者数から、「自動車保険データ(支払保険金関連)」(一般社団法人日本損害保険協会)における年齢別後遺障害・傷害者数の比率を用いて、年齢別後遺障害者数・傷害者数を推計する。さらに、前段で推計した後遺障害者数及び傷害者数の全体数と、年齢別数の総数が一致するように補正係数乗ずる補正処理を行う。

#### (2) 被害者 1 名当たり損失額の算定

「自動車保険データに見る交通事故の経済的損失の状況」(一般社団法人日本損害保険協会)等に基づき、平成 28 年度調査と同様に、死亡、後遺障害、傷害別の被害者 1 名当たり人的損失額を計算する。

#### (3) 人的損失額の算定

「s3.1.1(1)死傷者数の算定」における[死傷者数(被害者数)]と「s3.1.1(2)被害者 1 名当たり損失額の算定」における[被害者 1 名当たり損失額]を乗じることにより、死亡、後遺障害、傷害別の人的損失額を算定する。

#### (4) 慰謝料相当分の除外

(1)～(3)により算出される人的損失額は、損害保険支払額データを元に行っているため、包括的に慰謝料相当分を含んでいる。一方でこの調査においては、非金銭的損失として、交通事故による精神的被害を推計し足し合わせる。したがって、人的損失額と今年度調査において推計する非金銭的項目を足し合わせると、慰謝料相当分と非金銭的項目で重複計上が発生すると考えられるため、人的損失額から慰謝料相当分を差し引く必要がある。そのため、平成 23 年度調査(及び平成 28 年度調査)の考え方を踏襲して、以下の方法で慰謝料相当分を差し引くこととする。

##### Ⅰ 死亡のケース:

平成 23 年度調査(および平成 28 年度調査)の結果で算出された、死亡時の 1 名当たり人的損失額の内訳における 1 名当たり慰謝料額の比率を援用し、この比率で死亡損失額に対する慰謝料額を推計する。

##### Ⅰ 後遺障害・傷害のケース:

死亡 1 名当たり慰謝料額と後遺障害 1 名当たり慰謝料額の比率、および死亡者数と後遺障害者数の比率を適宜設定し、その比率を推計した死亡分の慰謝料額に乗じることによって、後遺障害分の慰謝料額を推計する。傷害においても同様の処理を行う。

## s 3.1.2 物的損失

### (1) 人身事故における物的損失

#### a. 損害物 1 件当たり物的損失額の算定

損害物 1 件当たり物的損失額は、「自動車保険データ(支払保険金関連)」(一般社団法人日本損害保険協会)に基づき、事故類型別(人対車両、車両相互、車両単独など)に算定する。

#### b. 人身事故 1 件当たり損害物数の算定

人身事故 1 件当たり損害物数は、事故類型別に過年度調査における設定を踏襲する。

#### c. 人身事故における物的損失額の算定

人身事故における物的損失額は、人身事故における物的損失件数に、「s3.1.2(1)a. 損害物 1 件当たり物的損失額の算定」における〔損害物 1 件当たり物的損失額〕を乗じて計算する。

なお、人身事故における物的損失件数は、「交通事故統計年報」(公益財団法人交通事故総合分析センター)の類型別人身事故件数に、「s3.1.2(1)b. 人身事故 1 件当たり損害物数の算定」における〔人身事故 1 件当たり損害物数〕を掛けることで計算する。

#### d. 人身事故における死傷者 1 名当たり物的損失額と物的損失額の総額

人身事故における死傷者 1 名当たり物的損失額は、「s3.1.2(1)c 人身事故における物的損失額の算定」における〔人身事故における物的損失額〕を、「道路の交通に関する統計」(警察庁)の交通統計死亡数(厚生統計死者数ではないため注意)で除することで算定する。

また、人身事故における物的損失額の総額は、算定した人身事故における死傷者 1 名当たり物的損失額に、「s3.1.1 人的損失」において算定した死傷者数を乗じて算定する。

### (2) 物損のみ事故の損失額

物損のみ事故の損失額は、人身事故における物的損失額を事故全体の物的損失額(人身事故と物損事故による物的損失額の合計)から差し引くことにより算定する。

ここで、「s3.1.2(1)c 人身事故における物的損失額の算定」において得た〔人身事故による物的損害額〕は、「道路の交通に関する統計」(警察庁)をもとにした推計値であるため、「s3.1.1 人的損失」において算定した死傷者数(厚生統計死者数などの合計)に集計範囲が対応するよう補正係数を計算し、補正処理を行う。

また、事故全体の物的損失額(人身事故と物損事故による物的損失額の合計)は、「s

3.1.2(1)a 損害物 1 件当たり物的損失額の算定」における[損害物 1 件当たり物的損失額]に、「自動車保険データ(支払保険金関連)」(一般社団法人日本損害保険協会)の事故類型別損害物件数を乗じて算定した。なお、「自動車保険データ(支払保険金関連)」(一般社団法人日本損害保険協会)は2012年時点のデータであるため、令和2年時点に推計する。

### s 3.1.3 事業主体の損失

#### (1) 業種別死傷者数の算定

業種別死傷者数は、「交通事故統計年報」(公益財団法人交通事故総合分析センター)を用いて設定する。死亡・負傷別となっているため、負傷については後遺障害・傷害に按分して計算する。

#### (2) 業種別損失日数の算定

業種別損失日数は、「自動車保険の概況」(損害保険料率算出機構)および「労働能力喪失率表」(国土交通省)に基づいて、業種別損失日数を設定する。

#### (3) 「単位時間・就業者 1 名当たり付加価値額 - 人件費」の算定

事業主体における就業者 1 名当たり付加価値額は、「財政金融統計月報 法人企業統計年報特集」(財務省)より、業種別の付加価値額、人件費、就業者数を抽出し、「単位時間当たりの就業者 1 名当たり付加価値額 - 人件費」を業種別に算定する。

#### (4) 事業主体の損失額

業種別の事業主体の損失額は、「s3.1.3(2)業種別損失日数の算定」に「s3.1.3(3)業種別の付加価値額 - 人件費」を乗じることにより算定する。

また、被害者 1 名当たり事業主体の損失額は、事業主体の損失額を「s3.1.1 人的損失」において算定した死傷者数で割ることにより算出する。

### s 3.1.4 各種公的機関等の損失

各種公的機関等の損失は、表s 3-2 に示した 1)～12)の項目において算定する。

なお、被害者 1 名当たり各種公的機関等の損失は、各項目の死傷 3 分類別の損失額を「s3.1.1 人的損失」で計算した死傷 3 分類の人数で割ることにより算出する。

表s 3-2 各種公的機関等の損失の算定方法

項目	算定方法
1) 救急搬送費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「出動件数」に「出動費用」を乗じることによって算出する。</li> <li>・当該費用の死傷 3 分類への按分は、根拠となるデータがないため、3 分類で同等の費用が発生するとする。</li> </ul>
2) 警察の事故処理費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察官 1 名 1 時間当たりの費用(人件費)に、年間の事故処理延べ時間を乗じることによって算出する。</li> <li>・当該費用の死傷 3 分類への按分について、事故処理延べ時間が被害程度別となっているものの、これらは死亡、後遺障害、傷害に対応していないため、3 分類で同等の費用が発生するとする。</li> </ul>
3) 裁判費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・致死、致傷別の交通関係の裁判件数と、裁判所の歳出額を用いて、死亡、後遺障害、傷害別の裁判費用を推計する。</li> <li>・当該費用の死傷分類への按分は、致死、致傷別の裁判件数データ(過年度調査と同様に、平成 23 年度調査のデータである最高裁資料を援用)を元に、致死を死亡、致傷を後遺障害・傷害と対応させて 2 分類で按分する。</li> </ul>
4) 訴訟追行費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民事、刑事別の訴訟追行費用(総額)と、致死、致傷別の交通関係の裁判件数を用いて、死亡、後遺障害、傷害別の訴訟追行費用を推計する。</li> <li>・当該費用の死傷分類への按分は、致死、致傷別の裁判件数データ(過年度調査と同様に、平成 23 年度調査のデータである最高裁資料を援用)を元に、致死を死亡、致傷を後遺障害・傷害と対応させて 2 分類で按分する。</li> </ul>
5) 検察費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・致死、致傷別の検察の新規受理件数、検察の歳出額を用いて、死亡、後遺障害、傷害別の検察費用を推計する。</li> <li>・当該費用の死傷分類への按分は、致死、致傷別の新規受理件数データを元に、致死を死亡、致傷を後遺障害・傷害と対応させて 2 分類にて按分する。</li> </ul>
6) 矯正費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通関連・矯正関連の収容人員、矯正関連の歳出額を用いて、交通関連・矯正関連の矯正費用を推計する。</li> <li>・当該費用の死傷 3 分類への按分について、矯正費用は被害者死亡のケースが大部分と考えられるので、全費用を死亡に係る費用とする。</li> </ul>
7) 保険運営費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・損害保険の損害調査費、共済事業費の運営費、政府保障事業保障業務委託費を足し合わせるにより算出する。</li> <li>・当該費用の死傷 3 分類への按分は、根拠となるデータがないため、3 分類で同等の費用が発生するとする。</li> </ul>
8) 被害者救済費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下を足し合わせるにより算出する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>◦ 自動車事故対策機構について、決算資料の貸付事務取扱業務費、療護業務費、援護業務費の合計。</li> <li>◦ 自治体交通事故相談所について、業務費用の合計。</li> <li>◦ 一般社団法人日本損害保険協会自動車保険請求相談センターについて、決算資料の支出の合計。</li> <li>◦ 日弁連交通事故相談センターについて、決算資料の支出(経常</li> </ul> </li> </ul>

項目	算定方法
8) 被害者救済費用 (つづき)	<p>費用)の合計。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 交通事故紛争処理センターについて、決算資料の事業費の合計。</li> <li>○ 交通遺児育成基金について、決算資料の育成給付金。</li> <li>○ 交通遺児育英会について、決算資料の事業活動支出の合計。</li> <li>○ 自賠責保険・共済紛争処理機構について、決算資料の事業費の合計。</li> <li>○ 重度後遺障害者短期入院協力費について、在宅の重度後遺障害者の短期入院を受け入れる病院や短期入所を受け入れる障害者施設に対する受入体制の整備および強化に要する経費の一部の補助の決算額。</li> </ul> <p>・当該費用の死傷 3 分類への按分は、交通遺児育成基金および交通遺児育英会は被害者死亡のケース、自動車事故対策機構および重度後遺障害者短期入院協力費は後遺障害のケース、他はすべてのケースに均等に割り振ることとする。</p>
9) 社会福祉費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の自立支援等に必要な経費に、厚生労働省データによって把握される身体障害者のうち交通事故が原因である割合を乗じることによって算定する。</li> <li>・当該費用の死傷 3 分類への按分について、当該費用は後遺障害のケースが大部分と考えられるので、全費用を後遺障害に係る費用とする。</li> </ul>
10) 救急医療体制整備費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・救急医療体制の整備等に関する費用に、救急出動件数中の交通事故出動件数の割合を乗じることによって算定する。</li> <li>・救急医療体制の整備等に関する費用は、医療提供体制推進事業費補助金の予算額を過年度および最新の予算書に基づいて推定した値を用いる。</li> <li>・当該費用の死傷 3 分類への按分は、根拠となるデータがないため、3 分類で同等の費用が発生するとする。</li> </ul>
11) 渋滞の損失	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国土交通省の渋滞損失算出法にしたがって算出する。</li> <li>・当該費用の死傷 3 分類への按分は、根拠となるデータがないため、3 分類で同等の費用が発生するとする。</li> </ul>
12) 事故車両の移動費 (レッカー車の出動費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本自動車連盟(JAF)によるレッカー車出動費を JAF による処理件数の比率で割り戻すことにより、全国の事故車両の移動費(レッカー車の出動費)を推定する。JAF による処理件数の比率は 30%と設定する。</li> <li>・日本自動車連盟(JAF)によるレッカー車出動費は、ロードサービス出動 1 件当たり業務費に、ロードサービス事故処理件数を乗じて算出する。ロードサービス出動 1 件当たり業務費は、ロードサービス業務費の合計をロードサービス出動件数の合計で割って計算する。</li> <li>・ロードサービス業務費は、「令和 2 年度のロードサービス救援依頼内容」(一般社団法人 日本自動車連盟)よりロードサービス出動件数と平成 28 年度調査での出動件数で伸び率を計算し、平成 28 年度調査で推計したロードサービス業務費に乘じる事で算出する。</li> </ul>

## s 3.2 未更新データ等の更新検討

### s 3.2.1 未更新データの更新方法の検討

#### (1) 厚生統計の年齢区分別交通事故死者数

年齢区分別交通事故死者数は、死亡による人的損失及び非金銭的損失の算定に適用する。本データの更新の経緯、平成 28 年度調査及び今年度調査の対応は、表 s 3-3 のとおりである。

表 s 3-3 利用データの更新・変更(年齢区分別交通事故死者数)

調査年	利用データ
平成 23 年度調査	警察庁から提供(平成 21 年値)を、「人口動態調査」(厚生労働省)の年齢別交通事故死亡数(平成 21 年値)で調整
平成 28 年度調査	平成 23 年度調査の警察庁提供データ(平成 21 年値)を、「人口動態調査」(厚生労働省)の年齢別交通事故死亡数(平成 26 年値)で調整
今年度調査	「人口動態調査」(厚生労働省)で集計

平成 23 年度では警察庁から提供されたデータ(平成 21 年値)を用いて、「人口動態調査」(厚生労働省)の年齢別交通事故死亡数(平成 21 年値)から、人的損失の算定の集計区分に合わせて死亡者数を調整した。また、平成 28 年度では、平成 23 年度調査の警察庁提供データ(平成 21 年値)と「人口動態調査」(厚生労働省)の年齢別交通事故死亡数(平成 26 年値)から、人的損失の算定の集計区分に合わせて死亡者数を推計した。

今年度では、「人口動態調査」(厚生労働省)を用いて年齢区分別交通事故死者数を集計した。なお、人的損失算定の集計区分に合わせて、特に 10 代以下(6 歳以下、7~12 歳、13~15 歳、16~19 歳)については 5 歳年齢階級のデータを 1 歳刻みで等分して集計した。

表s 3-4 「人口動態調査」を用いた年齢区分別交通事故死者数の集計結果

年齢階級	令和2年	平成21年
6歳以下	30	79
7～12歳	20	57
13～15歳	32	75
16～19歳	106	250
20～24歳	159	353
25～29歳	93	220
30～34歳	79	206
35～39歳	97	266
40～44歳	106	259
45～49歳	167	252
50～55歳	212	315
55～59歳	169	447
60～64歳	205	593
65～69歳	302	652
70～74歳	383	745
75歳以上	1,466	2,309
不詳	0	8
全体	3,626	7,086

出所)「人口動態調査」(厚生労働省)を用いて集計

:「人口動態統計」は5歳階級のデータであるため、6歳以下、7～12歳、13～15歳、16～19歳については、死者数を1歳刻みで等分した。

## (2) 政府保障事業(ひき逃げ、無保険)の死亡・後遺障害・傷害の件数

政府保障事業(ひき逃げ、無保険)の死亡・後遺障害・傷害の件数は、後遺障害・傷害の人的損害の算定に適用する(死亡は最終的に人的損失の算定に適用しない)。本データの更新の経緯、平成 28 年度調査及び今年度調査の対応は、表 s 3-5 のとおりである。

表 s 3-5 利用データの更新・変更(政府保険事業の件数)

調査年	利用データ
平成 23 年度調査	「自動車損害賠償保障年報」(国土交通省)
平成 28 年度調査	上記年報が廃刊のため、H23 年度調査と同じ件数を適用
今年度調査	「数字でみる自動車 2022」(国土交通省)

平成 23 年度調査報告書では「自動車損害賠償保障年報」(国土交通省)に掲載されている政府保障事業の死亡・後遺障害を含む傷害件数を用いていた。また、平成 28 年度調査では、参考文献が平成 23 年度調査以降に廃刊になったため、平成 23 年度調査と同じ件数を適用した。

今年度調査では、「数字でみる自動車 2022」(国土交通省)に掲載されている政府保障事業の保障金支払状況のデータを適用する。

「数字でみる自動車 2022」に掲載されている政府保障事業の過去の保障金支払状況は、「自動車損害賠償保障年報(平成 20 年度版)」(国土交通省)掲載の数値とほぼ一致する(一部の年度で数件の差がある)。平成 18 年度調査(平成 16 年度値)では死亡 122 件、傷害が 4,632 件となっているが、「自動車損害賠償保障年報(平成 20 年度版)」及び「数字でみる自動車 2022」に掲載されている平成 16 年度値は死亡 126 件、傷害 4,628 件となっており、死亡 - 4 件、傷害 + 4 件の差がみられる。また、平成 23 年度調査(平成 21 年度値)では、死亡 67 件、傷害 2,163 件となっており、「数字でみる自動車 2022」と一致している。

表 s 3-6 政府保障事業の保障金支払状況として利用したデータ  
(平成 19 年度、平成 23・28 年度調査)

	死亡	傷害(後遺障害を含む)
平成 16 年度	122	4,632
平成 21 年度	67	2,163

出所)平成 18 年度、平成 23 年度調査報告書

表 s 3-7 政府保障事業の保障金支払状況の代替データ

保障金支払状況の推移

支払 年度	区 分	死 亡			傷 害			計		
		人 数	千 円		人 数	千 円		人 数	千 円	
			総支払額	平均支払額		総支払額	平均支払額		総支払額	平均支払額
11	ひき逃げ	35	635	18,148	3,114	1,501	482	3,149	2,136	678
	無保険	58	1,211	20,871	430	410	953	488	1,620	3,320
	計	93	1,846	19,846	3,544	1,911	539	3,637	3,757	1,033
12	ひき逃げ	63	1,341	21,284	3,901	1,930	495	3,964	3,271	825
	無保険	64	1,197	18,706	591	647	1096	655	1,845	2,816
	計	127	2,538	19,985	4,492	2,577	574	4,619	5,115	1,107
13	ひき逃げ	43	944	21,947	3,531	1,384	392	3,574	2,327	651
	無保険	52	1,117	21,478	539	695	1,289	591	1,812	3,066
	計	95	2,061	21,690	4,070	2,079	511	4,165	4,139	994
14	ひき逃げ	57	1,166	20,461	2,923	1,590	544	2,980	2,756	925
	無保険	74	1,648	22,270	634	582	917	708	2,230	3,172
	計	131	2,814	21,483	3,557	2,172	610	3,688	4,986	1,352
15	ひき逃げ	44	945	21,481	3,502	1,778	508	3,546	2,723	768
	無保険	78	1,592	20,411	648	771	1,190	726	2,363	3,255
	計	122	2,537	20,797	4,150	2,549	614	4,272	5,086	1,191
16	ひき逃げ	52	1,075	20,675	3,952	1,993	504	4,004	3,068	766
	無保険	74	1,679	22,694	676	758	1,122	750	2,438	3,250
	計	126	2,754	21,861	4,628	2,751	594	4,754	5,506	1,158
17	ひき逃げ	44	988	22,401	2,431	1,807	744	2,475	2,796	1,130
	無保険	78	1,685	21,603	601	872	1,452	679	2,557	3,766
	計	122	2,673	21,912	3,032	2,680	884	3,154	5,353	1,697
18	ひき逃げ	44	993	22,559	3,021	1,671	553	3,065	2,663	869
	無保険	74	1,542	20,838	570	990	1,737	644	2,532	3,932
	計	118	2,535	21,480	3,591	2,661	741	3,709	5,196	1,401
19	ひき逃げ	25	561	22,446	2,285	1,176	514	2,310	1,737	752
	無保険	59	1,199	20,319	448	705	1,573	507	1,903	3,754
	計	84	1,760	20,952	2,733	1,880	688	2,817	3,640	1,292
20	ひき逃げ	17	401	23,587	1,911	1,068	558	1,928	1,467	761
	無保険	47	833	17,722	503	646	1,284	550	1,479	2,688
	計	64	1,234	19,280	2,414	1,712	709	2,478	2,946	1,189
21	ひき逃げ	23	425	18,478	1,664	1,090	655	1,687	1,515	898
	無保険	44	1,055	23,977	499	758	1,513	543	1,810	3,333
	計	67	1,480	22,090	2,163	1,848	853	2,230	3,325	1,491

(中略)

R1	ひき逃げ	1	12	12,340	446	171	384	447	184	411
	無保険	16	334	20,889	147	167	1,134	163	501	3,074
	計	17	346	20,387	593	338	570	610	685	1,122
R2	ひき逃げ	1	30	30,000	329	106	323	330	136	412
	無保険	5	135	26,950	88	238	2,708	91	373	4,099
	計	6	165	27,442	417	344	826	421	509	1,209
R3	ひき逃げ	1	18	18,401	342	150	440	342	169	493
	無保険	18	386	21,460	151	260	1,724	157	647	4,118
	計	19	405	21,299	493	411	833	499	815	1,634

- (注) 1. 上表は、当該年度中に国から保険会社等に支払われた保障金の状況を「ひき逃げ事故」・「無保険（無共済を含む。）車事故」別に分けて示したものである。
2. 傷害の欄については、後遺障害部分を含んだ数字である。
3. 同一事故で傷害と死亡の人数を別計上し、計欄の人数と一致しない場合がある。
4. 補償金は含まない。
5. 総支払額は百万円単位、平均支払額は千円単位で四捨五入しているため、死亡に傷害を加えた数字が計と一致しない場合がある。

出所)「数字でみる自動車 2022」(国土交通省) より中略、赤枠を加筆

### (3) 物的損失額(事故類型別・損害物件数及び1件当たり物的損失額)

物的損失額(事故類型別・損害物件数及び1件当たり物的損失額)は、金銭的損失を構成する項目の1つである。本データの更新の経緯、平成28年度調査及び今年度調査の対応は、表s 3-8のとおりである。

表s 3-8 利用データの更新・変更(物的損失額)

調査年	利用データ
平成23年度調査	「自動車保険データ(支払保険金関連)2009年度」(一般社団法人日本損害保険協会)
平成28年度調査	最新値として、「自動車保険データ(支払保険金関連)2012年度」(一般社団法人日本損害保険協会)を適用
今年度調査	平成28年度調査値に、「交通事故統計年報」(公益財団法人交通事故総合分析センター)から算出した事故類型別損害物件数の平成28年度調査値と今年度調査値の増減率を計算して乗じ、推計

平成28年度調査では「自動車保険データ(支払保険金関連)2012年度」(一般社団法人日本損害保険協会)の数値を用いていた。この参考文献は2012年度以降更新されていないため、2012年度のデータを適用していた。

物的損失額の具体的な計算方法は、事故類型別の損害物件数(表s 3-9)と損害物1件当たり物的損失額(表s 3-9)を乗じて、各事故類型の物的損失額の合計を物的損失額(1,795,780百万円、表s 3-9の合計)としていた。なお、この、は人身事故と物損事故の双方を合計した件数・金額と考えることができる。

この計算方法のもと、平成28年度と同じ2012年度のデータをそのまま適用すると、物的損失額は1,795,780百万円で一定となってしまい、事故件数が減少している現実と整合がとれなくなる。

表s 3-9 損害保険データ及び物的損失額(人身事故と物損事故の合計)(2012年度)

事故類型		損害物件数(件)	損害物1件当たり物的損失額(千円)	物的損失額(百万円)(= × )
人对車両		83,196	57	4,742
車両相互事故	正面衝突	158,984	380	60,414
	側面衝突	1,185,194	256	303,410
	追突	1,592,504	297	472,974
	後退時衝突	862,362	148	127,630
	その他	547,483	238	130,301
	車両相互事故小計	4,346,527	252	1,094,728
車両単独事故	構築物衝突	2,321,369	276	640,698
	横転・転落	136,639	407	55,612
	車両単独事故小計	2,458,008	283	696,310
合計	6,887,731	261	1,795,780	

出所)自動車保険データ(支払保険金関連)2012年度(一般社団法人日本損害保険協会)

今年度調査では、本データの発行元である一般社団法人日本損害保険協会に電話ヒア

リングしたところ、「自動車保険データ(支払保険金関連)」は、今後も更新の予定がないことを確認した。

そのため、令和2年の物的損失額を推計するために、令和2年の事故類型別の損害物件数(表s 3-9の列に相当する件数)を推計し、事故類型別の損害物1件当たり物的損失額(表s 3-9の列に示す金額をそのまま用いる。)を乗じて算定することとした。

なお、令和2年の事故類型別の損害物件数(表s 3-9の列に相当する件数)の推計については、人身事故に限定した損害物件数(推計)の増減率(H24 R2)を、平成28年度で使用した事故類型別の損害物件数(表s 3-9の列に相当する件数)に乘じることで行った。

令和2年の事故類型別の損害物件数(表s 3-9の列に相当する件数)の推計手順(以下の1~2)、及び令和2年の物的損失額の算定手順(以下の3)は、具体的に以下のとおりである。

1. 平成28年度調査(平成23年度調査)と同様の手順で、「令和2年版 交通事故統計年報」の事故件数から令和2年の人身事故に限定した(物損事故を含まない)事故類型別の損害物数を推計し、平成28年度調査で推計した同データからの増減率(表s 3-10)を計算する。
2. 平成28年度に利用した事故類型別の損害物件数(表s 3-9、表s 3-11(再掲)。人身事故と物損事故の双方を合計した件数)に、1で計算した増減率を乗じ、令和2年の事故類型別の損害物件数(人身事故と物損事故の双方の合計件数)を推計する(表s 3-11)。
3. 事故類型別1件当たり物的損失額は「自動車保険データ(支払保険金関連)2012年度」(一般社団法人日本損害保険協会)によるデータを用いて(表s 3-11)、2で推計した令和2年の事故全体の事故類型別損害物件数に乘じ、令和2年の事故類型別物的損失額を推計する(表s 3-11)。

以上より、令和2年の事故類型別物的損失額を推計した結果、物的損失の全体額は1,257,629百万円、従来方法での計算から30%減となる(表s 3-12)。

表s 3-10 人身事故の損害物数の増減率

事故類型	損害物数(件)		増減率	
	令和2年	平成24年		
人対車両	49,497	83,196	-40.5%	
車両相互 事故	正面衝突	31,642	44,302	-28.6%
	側面衝突	647,194	803,413	-19.4%
	追突	474,261	731,727	-35.2%
	後退時衝突	59,432	66,805	-11.0%
	その他	84,386	110,328	-23.5%
	車両相互事故小計	1,296,916	1,756,576	-26.2%
車両単 独事故	構築物衝突	19,150	30,936	-38.1%
	横転・転落	10,511	11,490	-8.5%
	その他	6,574	8,810	-25.4%
	車両単独事故小計	36,235	51,235	-29.3%
踏切	293	212	38.4%	
合計	1,382,940	1,891,218	-26.9%	

出所)「平成28年度交通事故の被害・損失の経済的分析に関する調査報告書」(内閣府)より作成

表s 3-11 損害物件数及び物的損失額(人身事故と物損事故の合計)の計算

事故 類型	損害物件 数(件)[自動 車保険デー タ(H24)]	増減率 (R2/H24)	事故全体 の(件)[推計 (R2)] (= × )	損害物1 件当たり物的 損失額(千 円)[自動車保 険データ]	物的損失 額(百万円) [推計] (= × )	
人対 車両	83,196	-40.5%	49,497	57	2,821	
車両相 互事故	正面衝突	158,984	-28.6%	113,553	380	43,150
	側面衝突	1,185,194	-19.4%	954,740	256	244,413
	追突	1,592,504	-35.2%	1,032,165	297	306,553
	後退時衝突	862,362	-11.0%	767,178	148	113,542
	その他	547,483	-23.5%	418,751	238	99,663
	車両相互事故 小計	4,346,527	-26.2%	3,286,387	252	807,322
車両単 独事故	構築物衝突	2,321,369	-38.1%	1,436,998	276	396,612
	横転・転落	136,639	-8.5%	124,999	407	50,874
	その他	-	-25.4%	-	-	-
	車両単独事故 小計	2,458,008	-29.3%	1,561,997	283	447,486
踏切	-	38.4%	-	-	-	
合計	6,887,731	-26.9%	4,897,881	-	1,257,629	

出所) 自動車保険データ(支払保険金関連)2012年度(一般社団法人日本損害保険協会)

損害物1件当たりの物的損失は2012年度時点のデータをそのまま適用しており、現在よりも減少額(率)が大きい可能性がある。

表s 3-12 代替方法を用いた場合の物的損失の金額比較

費目	令和2年度 (代替方法)	平成26年度	平成21年度
物的損失(百万円)	1,257,629	1,795,780	1,710,563
変化率(R2代替/H26)	-30%	-	-

### s 3.2.2 平成 28 年度調査からの改善

#### (1) 裁判件数(各種公的機関等の損失: 3. 裁判費用)

裁判件数は、金銭的損失の各種公的機関等への損失の1つの項目である裁判費用を算定するために適用する。本データの改善経緯、過年度までの対応及び今年度調査の対応は、表s 3-13 のとおりである。

表s 3-13 利用データの改善(裁判件数)

調査年	利用データ
平成 28 年度調査	交通関係裁判件数(少年事件) = 過失致死傷の件数
今年度調査	交通関係裁判件数(少年事件) = 過失致死傷の件数 + 危険運転致死の件数 + 危険運転致傷の件数

各種公的機関等の損失のうち裁判費用は、裁判所の歳出額に裁判件数のうち交通関係裁判件数(民事・刑事・少年)の割合を乗じて計算する。交通関係裁判件数について少年事件の裁判件数は、平成 28 年度調査では、業務上過失致死傷の裁判件数のみが計上されていた。

そのため今年度調査では、民事事件及び刑事事件と同様に、少年事件においても過失致死傷の裁判件数に加えて、危険運転致死及び危険運転致傷の件数も計上するように改善した。

提案した改善方法による交通関係の裁判費用の前後比較を以下に示す。

表s 3-14 少年事件の裁判件数に関する改善前後比較

	総件数(件) (A)	交通関係裁判件数(件)			交通関係裁判の割合(%)	
		業務上過失 致死傷	危険運転 致死	危険運転 致傷	改善前 = / (A)	改善後 = ( + + ) / (A)
令和 2 年	51,485	9,274	6	39	18.0%	18.1%
平成 26 年	107,479	20,430	6	41	19.0%	19.1%

出所)「司法統計」(裁判所)少年 令和 2 年度、平成 26 年度、平成 21 年度

表s 3-15 交通関係の裁判費用に関する改善前後比較

	全歳出額(年度) (百万円)	交通関係費用(百万円) (民事・刑事・少年 合計)		増減率(%)
		改善前	改善後	改善後/改善前-1
令和 2 年	312,451	19,364	19,425	0.3%
平成 26 年	309,384	28,046	28,094	0.2%

交通関係の裁判費用は裁判所の歳出額を、裁判件数のうち交通関係裁判件数(民事・刑事・少年)の割合を乗じて計算。

## (2) 交通関係の収容人員(各種公的機関等の損失:6. 矯正費用)

交通関係の収容人員は、金銭的損失の各種公的機関等への損失の1つの項目である矯正費用を算定するために適用する。本データの改善経緯、過年度までの対応及び今年度調査の対応は、表s 3-16 のとおりである。

表s 3-16 利用データの改善(交通関係の収容人数)

調査年	利用データ
平成 28 年度調査	交通関係の収容人員(刑務所) = 懲役 + 禁固の男女総計の件数
今年度調査	交通関係の収容人員(刑務所) = 懲役 + 禁固 + 拘留 + 死刑の男女総計の件数

各種公的機関等の損失のうち矯正費用は、矯正関連の歳出額に全収容人員(刑務所・少年院)のうち交通関係の収容人員の割合を乗じて計算する。平成 28 年度調査では、刑務所の収容人員は、懲役及び禁固の男女総計の人員数のみが計上されていた。対して、平成 23 年度調査では、懲役、禁固に加えて、拘留、死刑の男女総計の人員数も計上されていた。

そのため今年度調査では、平成 23 年度調査と同様に、刑務所の収容人員は懲役、禁固に加えて、拘留、死刑の男女計の人員数も計上するように改善した。

提案した改善方法による交通関係の矯正費用の前後比較を以下に示す。

表s 3-17 交通関係の収容人数に関する改善前後比較

	交通関係(人)(A)	全収容人数(人)					合計(人)(B)		交通関係の割合(%) =(A)/(B)	
		刑務所				少年	改善前 = + +	改善後 = + + + +	改善前	改善後
		懲役	禁固	拘留	死刑					
令和 2 年	298	16,562	53	5	0	1,624	18,239	18,244	1.63%	1.63%
平成 26 年	408	21,779	82	2	3	2,872	24,733	24,738	1.65%	1.65%

出所)「矯正統計調査」2020 年、2018 年(法務省)、「少年矯正統計調査」2020 年、2018 年(法務省)

表s 3-18 交通関係の矯正費用に関する改善前後比較

	歳出額(百万円)	交通関係費用(百万円)		増減率
		改善前	改善後	改善後/改善前 -1
令和 2 年度	246,207	4,023	4,022	-0.03%
平成 26 年度	231,012	3,811	3,810	-0.02%

### (3) 身体障害者数(各種公的機関等の損失:9. 社会福祉費用)

身体障害者数は、金銭的損失の各種公的機関等への損失の1つの項目である社会福祉費用を算定するために適用する。本データの改善経緯、過年度までの対応及び今年度調査の対応は、表s 3-19のとおりである。

表s 3-19 利用データの改善(身体障害者数)

調査年	利用データ
平成 28 年度調査	「平成23年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」(厚生労働省)
今年度調査	「令和2年度 福祉行政報告例」(厚生労働省)

各種公的機関等の損失のうち社会福祉費用は、身体障害者に占める交通事故関係の割合を身体障害者のための各種機関の歳出額に乗じて計算する。平成 28 年度調査では、身体障害者の総数は、「平成23年生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」(厚生労働省)からデータを利用していた。「生活のしづらさなどに関する調査」は標本調査であり、身体障害者手帳を持つ全数を把握しているものではない。一方で、同じ厚生労働省が所管する統計で「福祉行政報告例」(厚生労働省)がある。「福祉行政報告例」は、社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握する調査であることから、全数に近い数を把握しているものと考えられる。

そのため今年度調査では、「令和2年度 福祉行政報告例」(厚生労働省)から身体障害者手帳交付台帳登載数のデータを使用するように改善した。

提案した改善方法による身体障害者数に関する前後比較を以下に示す。

表s 3-20 身体障害者数に関する改善前後比較

調査年	身体障害者手帳 所持者数(人)		増減率 (= / -1)
	生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)	福祉行政報告例	
令和2年度	-	4,977	-
平成28年度	4,287	5,148	20.1%
平成23年度	3,864	5,207	34.8%

出所)「生活のしづらさなどに関する調査(全国在宅障害児・者等実態調査)」平成 28 年、平成 23 年(厚生労働省)、「福祉行政報告例」令和 2 年度、平成 28 年度、平成 23 年度(厚生労働省)

(4) 渋滞の損失の賃金上昇率(各種公的機関等の損失の算定:11. 渋滞の損失)

渋滞の損失の賃金上昇率は、金銭的損失の各種公的機関等への損失の1つの項目である渋滞の損失を算定するために適用する。本データの改善経緯、過年度までの対応及び今年度調査の対応は、表s 3-21 のとおりである。

表s 3-21 利用データの改善(賃金の上昇率)

調査年	利用データ
平成 28 年度調査	「毎月勤労統計調査」(厚生労働省)年度データ
今年度調査	「毎月勤労統計調査」(厚生労働省)暦年データ

渋滞の損失は、人身事故 1 件当たり渋滞損失額に事故件数を乗じて計算する。人身事故 1 件当たり渋滞損失額は、「第 4 回道路事業評価手法検討委員会 参考資料 2 交通事故減少便益の原単位の算出方法(平成 20 年 11 月)」(国土交通省)より平成 20 年の時間損失及び走行経費損失の金額を用いるため、令和 2 年の価格にするためには、時間損失には賃金上昇率、走行経費損失は物価上昇率を乗じて計算する必要がある。

平成 28 年度調査では、賃金上昇率は「毎月勤労統計調査」(厚生労働省)より年度データ、物価上昇率は「消費者物価指数年報」(総務省)より暦年データを用いていた。人身事故 1 件当たり渋滞損失額は“暦年”のデータであることから、今年度調査では、賃金上昇率について「毎月勤労統計調査」(厚生労働省)より暦年データを用いて計算するように改善した。

提案した改善方法による渋滞の損失の賃金上昇率に関する前後比較を以下に示す。

表s 3-22 賃金上昇率の違い(暦年データ・年度データ)

時点	暦年	年度
2008 年	103.3	102.6
2020 年	100	99.9
変化率(2008 年 2020 年)	-0.032	-0.026

出所)「毎月勤労統計調査 全国調査」(総務省)  
令和 2 年平均 = 100

表s 3-23 交通事故渋滞による損失額に関する改善前後比較

(単位:百万円)	暦年データ	年度データ	増減率(%)
令和 2 年(年度)	107,566	110,974	-3.1%

## (5) 交通事故の損失額の傷害における慰謝料の計算

交通事故の損失額の傷害における慰謝料は、人的損失の1つの項目である。本データの改善経緯、過年度までの対応及び今年度調査の対応は、表s 3-24 のとおりである。

表s 3-24 利用データの改善(慰謝料の計算)

調査年	利用データ
平成 28 年度調査	平均的な診療期間を 1 か月単位で区切って慰謝料を計算
今年度調査	平均的な診療期間を 1 日単位で区切って慰謝料を計算

人的被害において傷害による損失額(慰謝料分)は、死亡の慰謝料に、死亡の慰謝料と傷害の慰謝料の比率を乗じて計算する。そのうち傷害の慰謝料は、傷害者の傷害度を軽度～中程度と想定したときの平均的な診療期間を推計し、その期間における入院及び通院の(民事交通事故訴訟における)慰謝料基準額から計算する。

平成 28 年度調査では、平均的な診療期間が 51 日間と計算され、傷害に対する平均的な慰謝料として 1 か月間の入院と 1 か月間の通院の慰謝料基準額(入院と通院の単純平均で 40.5 万円)と 2 か月間の入院と 2 か月間の通院の慰謝料基準額(入院と通院の単純平均で 76.5 万円)を単純平均して、58.5 万円と計算していた。つまり、平均的な診療期間を 1 か月単位で区切って慰謝料を計算していたことになる。

今年度調査では、平均的診療期間を平成 28 年度調査同様に 1 日単位(平成 28 年度調査では 51 日間)で計算することから、傷害に対する平均的な慰謝料も 1 日単位で区切って計算するように改善した(今年度調査では 61 日間になる)。

提案した改善方法による交通事故の損失額の傷害における慰謝料に関する前後比較を以下に示す。

表s 3-25 交通事故の損失額の傷害における慰謝料に関する改善前後比較

平均的な診療期間	2 ヶ月間の入院と2ヶ月間の通院の慰謝料基準額	3 ヶ月間の入院と3ヶ月間の通院の慰謝料基準額	改善前: 1 か月単位換算 (単純平均 ( + )/2)	改善後: 1 日単位換算	増減率 =改善後/改善前-1
61 日	76.5 万円	109 万円	92.75 万円	77.7 万円	-16.3%